

株 主 各 位

(証券コード 2901)

2025年6月11日

(電子提供措置の開始日2025年6月5日)

東京都港区白金台五丁目18番9号

株式会社ウェルディッシュ

代表取締役社長 小 松 周 平

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上での下記ウェブサイトにて「第68期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://wel-dish.co.jp/>

また、上記のほか、インターネット上での下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所 <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにてアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧下さい。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月26日（木曜日）午後5時までに議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2025年6月27日（金曜日）午前10時
(受付開始は午前9時30分を予定しております。)
- 2. 場 所** 東京都港区三田三丁目5番19号
住友不動産東京三田ガーデンタワー2階
ベルサール三田ガーデンRoom2
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第68期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第68期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除きます。）2名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また議事資料として、この「招集ご通知」をお持ち下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせて頂きます。
 - ◎ インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - ◎ インターネットにより複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、ご了承下さい。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。



株主総会へのご出席

株主総会 2025年6月27日（金曜日）
日時 午前10時



議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出下さい。また、議事資料として、本冊子をご持参下さいますようお願い申し上げます。



郵送

行使期限 2025年6月26日（木曜日）
午後5時必着



議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、折り返しご送付下さい。

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書
ご所属株式会社 印
株主番号
議決権行使期間
年
月
日

ここに議案の賛否をご記入下さい。

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (下の候補者を除く)	第4号議案	第5号議案
賛否表示欄	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否

※上記は議決権行使書のイメージとなります。

第1号・2号・4号・5号議案

賛成の場合 ▶ 賛 に○印
反対の場合 ▶ 否 に○印

第3号議案

全員賛成の場合 ▶ 賛 に○印
全員反対の場合 ▶ 否 に○印
一部候補者に賛成の場合 ▶ 否 に○印をし、賛成する候補者番号を記入
一部候補者に反対の場合 ▶ 賛 に○印をし、反対する候補者番号を記入



インターネット

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時まで

パソコン又はスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力下さい。議決権行使ウェブサイト及び議決権行使方法の詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照下さい。

インターネットによる議決権行使のご案内

■ スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1. スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。
2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

■ 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

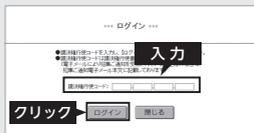
議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.tosyodai54.net>



1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。
2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。
3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



「次へすすむ」をクリック



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック



「パスワード」を入力
「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

- ※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承下さい。
- ※ パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承下さい。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承下さい。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせ下さいませますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社
0120-88-0768 (フリーダイヤル)

(受付時間：午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、前期に欠損てん補を行ったこと、加えて、業績の改善が見られたことから復配したいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき2.0円 総額41,111,238円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

事業体制の大幅な刷新に伴い、事業の繁忙期と決算期の重複を避け、グループ経営管理等における効率的な業務運営と適切な決算開示を推進するために決算期（事業年度の末日）を8月31日に変更することを目的として現行定款第38条（事業年度）に定める事業年度を変更し、また、あわせて第12条（招集）に定める定時株主総会の招集日、第13条（定時株主総会の基準日）に定める定時株主総会の基準日、第39条（剰余金の配当の基準日）に定める剰余金の配当の基準日及び第40条（中間配当）に定める中間配当の基準日を変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります（下線は変更箇所を示します。）。

現行定款	変更案
<p>第1条～第11条（条文省略） 第3章 株主総会 （招集） 第12条 定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。 （定時株主総会の基準日） 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 第14条～第37条（条文省略） 第7章 計算 （事業年度） 第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。 （剰余金の配当の基準日） 第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 （中間配当） 第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。 第41条（条文省略） ＜新設＞</p>	<p>第1条～第11条（現行どおり） 第3章 株主総会 （招集） 第12条 定時株主総会は毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。 （定時株主総会の基準日） 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。 第14条～第37条（現行どおり） 第7章 計算 （事業年度） 第38条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。 （剰余金の配当の基準日） 第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 （中間配当） 第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる。 第41条（現行どおり） 附則 1. 第38条の規定にかかわらず、第69期事業年度は、2025年4月1日から2025年8月31日までの5か月間とする。 2. 本附則の規定は、第69期事業年度経過後はこれを削除する。</p>

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本總會終結の時をもって、監査等委員である取締役山田長正氏は任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
やま だ なが まさ 山 田 長 正 (1977年7月18日生)	2003年10月 弁護士登録 竹林・畑・中川・福島法律事務所入所 2011年1月 山田総合法律事務所開設 代表就任（現任） 2013年4月 中小企業診断士登録 2021年6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） 2024年10月 社会保険労務士登録	—
【再任】		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は山田長正氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。なお、同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などに係る法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、填補されません。候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 候補者山田長正氏は、社外取締役候補者であります。なお当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 候補者山田長正氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と幅広い見識・専門性を有しておられることを当社の経営にいかして、法律の専門家として会社から独立した立場からご意見を頂きたいため監査等委員である社外取締役候補者としております。
6. 候補者山田長正氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は本總會終結の時をもって4年となります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人まほろばは、本總會終結の時をもって任期満了となること及び当社の事業規模や事業内容に適した監査対応等を検討した結果、同監査法人を再任しないこととし、新たな会計監査人の選任をお願いするものであります。会計監査人候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

監査等委員会が東光監査法人を候補者とした理由は、同監査法人の規模、品質管理体制、独立性及び専門性等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

名 称	東光監査法人
主たる事務所の所在地	東京都新宿区揚場町1-1 揚場ビル3階
沿 革	1991年1月31日設立
構成人員	社 員 公認会計士15名 職 員 公認会計士45名（外部協力者を含む） その他 2名 合 計 62名 （2024年7月末現在）

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、インバウンド需要の活性化や個人消費の回復を受けて、緩やかな回復基調となった一方で、不安定な国際情勢や、資源価格や物価の高騰が長期化することで、外国為替市場におけるボラティリティの上昇並びに国内の金利上昇を受けて先行き不透明な状況が続きました。

食品業界においても、原材料価格や労働賃金の高騰が長期的に続く中、消費者の節約志向が継続し、厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中で当社グループは、「健康な食生活を皆様にお届けしたい」のコーポレートミッションの下、成長性の高いウェルネス領域へ経営資源を集中し事業を展開してまいりました。当該領域は、食品、飲料、サプリメント等の栄養補助食品だけでなく、医療・介護福祉領域への拡張まで劇的な変化を続けております。これらの市場規模は先進国における長寿化と健康志向とともに世界的にも一層の拡大が見込まれ、関連事業を展開する当社グループに大きな収益機会をもたらすものとして考えております。

当社グループは、経営体制の刷新後に事業再建を目的として、売上高90%以上を占めながらもこれまで赤字が続いていた不採算子会社の売却や既存事業の構造改革を行い、選択と集中によって食品関連事業・サービスに経営資源を注力してまいりました。

これらの結果、総売上高は2,010,101千円と業績予想でお示しした二十億円を超える結果となりました。販促割戻相当額を加味した純売上高は1,974,441千円（前連結会計年度比2.0%減）となりました。損益は、営業利益200,553千円（前連結会計年度は営業損失121,569千円）と業績予想を11.4%上回る結果となりました。また、経常利益48,352千円（前連結会計年度は経常損失169,622千円）とコーポレートガバナンス強化やM&A等の構造改革に準じたアドバイザー等費用を吸収して12期ぶりの大幅なプラス転換を果たし、親会社株主に帰属する当期純利益は431,594千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失351,614千円）と業績予想を7.9%上回る結果となり、36期ぶりの過去最高益を達成いたしました。

また、単独の業績につきましては、売上高1,040,419千円（前期比376.1%増）、営業利益162,444千円（前事業年度は営業損失147,410千円）、経常利益

90,855千円（前事業年度は経常損失162,804千円）、当期純利益271,905千円（前事業年度は当期純損失342,998千円）と大幅な増収と黒字転換を達成いたしました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

・ウェルネス事業（食品・関連サービス事業）

食品事業は、珍味において当連結会計年度より実施している海外への販売強化によって、珍味・保存食のアジア、特に中国向け販売で、メイン販売先となる日系雑貨販売店が今後5年間の中期経営計画としてお示ししている出店拡大に伴い売上が大幅に伸長したことを受けて増収となりましたが、当社グループの中国子会社との会計年度の差異に伴う中国元・円の為替レートは第3四半期でお示した数字よりも円高に触れた影響を受けて円換算ベースでは15%程度悪化したものの、中国事業の拡大によってそれを吸収しております。採算につきましては、増収に加えて、珍味・保存食を生産する中国子会社の採算改善策が寄与して大幅に改善いたしました。また、関連サービス事業は、医療機関向け食品サービスと福祉介護機関向けの関連製品の販売サービスの伸長が続き、黒字化を達成いたしました。

その結果、ウェルネス事業全体の業績は、売上高1,140,865千円（前連結会計年度比263.6%増）、営業利益213,778千円（前連結会計年度は営業損失3,501千円）と増収、大幅な黒字計上を達成いたしました。

・メディカルコスメ事業（医療化粧品事業）

医療化粧品事業は、前連結会計年度末に子会社化しPMI（買収後の統合等）を完了した株式会社メディアートの業績寄与と当連結会計年度から実施している効果的なマーケティング施策による好影響が更に続いたことから、売上高261,520千円（前連結会計年度比2,158.7%増）、営業利益76,457千円（前連結会計年度は営業損失32,857千円）と、大幅な増収と黒字化を達成いたしました。

・インターネット通信販売事業

インターネット通信販売事業は、同事業を行う子会社が2024年7月31日の売却を以って連結決算の対象外となり8月以降の営業活動はなかったことから収益・損益とも売上高568,114千円（前連結会計年度比65.8%減）、営業利益4,492千円（前連結会計年度比15.9%減）に留まりました。

・その他

医療サプリメント事業は大幅な伸長となったものの、青果事業等から撤退した反動があり、売上高3,940千円（前連結会計年度比86.2%減）と減収となりました。一方で損益面においては、不採算事業からの撤退を受けて営業利益807千円（前連結会計年度は営業損失2,184千円）と黒字化を達成しております。

事業別の売上状況

(単位 千円)

品 目	売 上 高	構 成 比	前 期 比
ウ ェ ル ネ ス 事 業 食 品 ・ 関 連 サ ー ビ ス 事 業	1,140,865	57.8%	363.6%
メ デ ィ カ ル コ ス メ 事 業 医 療 化 粧 品 事 業	261,520	13.2	2,258.7
イ ン タ ー ネ ッ ト 通 信 販 売 事 業 イ ン タ ー ネ ッ ト 通 信 販 売 事 業	568,114	28.8	34.2
そ の 他 医 療 サ プ リ メ ン ト 等	3,940	0.2	13.8
合 計	1,974,441	100.0	98.0

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

2024年6月28日に第三者割当てによる新株式を発行し、200百万円の資金調達を行いました。

2025年3月21日に第三者割当てによる新株予約権付社債を発行し、630百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2025年3月31日付で、株式会社カラダノートが運営する宅配水事業を譲受けております。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2025年3月31日を効力発生日として、株式会社グランドルーフの完全子会社化を目的とした株式交換を行い、同日付をもって同社を当社の完全子会社といたしました。

当社は、2025年3月31日に株式会社ハーバーリンクスホールディングスの全株式を取得し、完全子会社といたしました。

当社は、2024年7月31日付けをもって、保有する株式会社新日本機能食品の全株式を、小林憲司氏に売却し、同社は当社の子会社ではなくなりました。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第65期	第66期	第67期	第68期
		2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	(当期) 2025年3月期
売 上 高 (千円)		2,412,075	2,975,341	2,015,462	1,974,441
経 常 損 益 (千円)		△118,830	△145,070	△169,622	48,352
親会社株主に帰属する当期純損益 (千円)		△158,179	△115,248	△351,614	431,594
1株当たり当期純損益	円 銭	△13.30	△8.06	△24.58	円 銭 25.44
総 資 産 (千円)		1,012,897	890,777	880,473	4,574,108
純 資 産 (千円)		252,948	133,956	△73,206	2,675,666
1株当たり純資産額	円 銭	17.70	円 銭 9.14	円 銭 △5.01	円 銭 129.95

- (注) 1. 第65期は、飲料事業、珍味事業とも減収で赤字が拡大したことに加え、特別損失の計上があったことから、赤字が続きました。
2. 第66期は、雑貨事業で利益を計上できたことに加え、固定資産売却益が計上されたものの、化粧品事業の損失が大きく、赤字となりました。
3. 第67期は、インターネット通信販売事業の減収や雑貨事業の売上がなくなったことから、減収・赤字となりました。
4. 当期（第68期）の状況につきましては、前記「(1) 当連結会計年度の事業の状況」に記載のとおりであります。
5. 「△」は損失を示しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第65期	第66期	第67期	第68期
		2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	(当期) 2025年3月期
売 上 高 (千円)		292,590	852,939	218,509	1,040,419
経 常 損 益 (千円)		△124,195	△151,788	△162,804	90,855
当 期 純 損 益 (千円)		△172,016	△121,464	△342,998	271,905
1株当たり当期純損益	円 銭	△14.47	円 銭 △8.50	円 銭 △23.97	円 銭 16.03
総 資 産 (千円)		752,326	639,076	629,887	4,024,137
純 資 産 (千円)		419,897	301,782	108,783	2,761,843
1株当たり純資産額	円 銭	29.38	円 銭 20.88	円 銭 6.89	円 銭 134.14

(注) 「△」は損失を示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ウェイハン石垣食品有限公司	847千米ドル	100.0%	食品製造業
株式会社メディアート	10,000千円	100.0%	化粧品及び健康食品の販売等
株式会社グランドルーフ	10,000千円	100.0%	卸売業、サービス受託事業
株式会社ハーバーリンクス ホールディングス	1,500千円	100.0%	化粧品・医薬部外品・健康食品の製造、販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社グランドルーフ	大阪府大阪市淀川区西 中島5丁目12番8号	2,189,185千円	4,024,137千円

(4) 対処すべき課題

当社は、2016年3月期以降に継続企業の前提に関する重要事象等が存在しており、「継続企業の前提に関する注記」を記載しておりました。当社は、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消するため、既存事業の採算改善や、新規事業への参入など、事業構造の転換に努めてまいりました。この結果、当事業年度は黒字化を達成いたしました。また2024年6月28日に第三者割当てによる新株式を発行し200百万円の資金調達を行ったことに加え、2025年3月21日に第三者割当てによ

る新株予約権付社債を発行し630百万円の資金調達を行ったことで、財務基盤の強化を達成できたものと考えております。以上により、事業継続にあたり重要な不確実性は解消されたものと判断し、継続企業の前提に関する注記は記載しておりません。

株主各位におかれましても、今後共一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社の事業は、主にその取り扱う製品・サービスから「ウェルネス事業」、「メディカルコスメ事業」に分類しております。

「ウェルネス事業」は、食品・関連サービスを行う事業として、麦茶・ごぼう茶等の茶飲料及びビーフジャーキーを販売するほか、医療・福祉介護機関向けのサービスを行っております。「メディカルコスメ事業」は、医療化粧品の実業として、化粧品等を販売しております。

(6) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

本社 東京都港区白金台五丁目18番9号

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7(1)名	+1(-)名	42.8歳	6.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社セゾンファンデックス	79,683千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,557,400株
- ③ 株主数 2,160名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
アクティブマーケット1号投資事業有限責任組合	2,759千株	13.4%
SK FUND投資事業有限責任組合	2,000	9.7
CITIBANK HONG KONG PBG CLIENTS H.K.	1,643	8.0
辛 澤	1,500	7.3
田坂 大作	1,034	5.0
間野 賢治	1,000	4.9
INTERACTIVE BROKERS LLC	775	3.8
石垣 裕義	710	3.5
今村 豪	630	3.1
リアルプラス有限会社	590	2.9

（注）持株比率は自己株式（1,781株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年3月31日現在）

A. 2022年8月17日開催の取締役会決議による新株予約権

- (A) 新株予約権の払込金額 1個につき500円
- (B) 新株予約権の行使価額 1個につき13,600円
- (C) 新株予約権の行使条件

- ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が200円（但し、上記（2）において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を上回っている場合にのみ、本新株予約権の行使が可能となる。
- ② 上記①に加えて新株予約権者は、本新株予約権の行使をする時点において、直近の当社の有価証券報告書における連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同様）に記載された営業利益が黒字である場合にのみ、本新株予約権の行使が可能となる。なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に

本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。

- ③ 上記①及び②に関わらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(D) 新株予約権の行使期間 2023年7月1日から2032年9月4日まで

(E) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	6,196個	普通株式 619,600株	2名
社外取締役(監査等委員を除く)	— 個	普通株式 — 株	— 名
取締役(監査等委員)	— 個	普通株式 — 株	— 名

B. 2024年9月17日開催の取締役会決議による新株予約権

- (A) 新株予約権の払込金額 1個につき100円
- (B) 新株予約権の行使価額 1個につき22,900円
- (C) 新株予約権の行使条件
 - ① 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日の属する事業年度の前事業年度の連結決算の損益計算書において税引前当期純利益を計上した場合に限り行使することができる。

② 上記①に関わらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に55%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(D) 新株予約権の行使期間 2025年4月1日から2029年3月31日まで

(E) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	2,350個	普通株式 235,000株	1名
社外取締役(監査等委員を除く)	— 個	普通株式 — 株	— 名
取締役(監査等委員)	— 個	普通株式 — 株	— 名

C. 2024年10月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- (A) 新株予約権の払込金額 1個につき100円
- (B) 新株予約権の行使価額 1個につき62,900円
- (C) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日の属する事業年度の前事業年度の連結決算の損益計算書において税引前当期純利益を計上した場合に限り行使することができる。

② 上記①に関わらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当

日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (D) 新株予約権の行使期間 2025年4月1日から2029年3月31日まで
- (E) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	7,700個	普通株式 770,000株	2名
社外取締役(監査等委員を除く)	800個	普通株式 80,000株	4名
取締役(監査等委員)	— 個	普通株式 — 株	— 名

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小松周平	
常務取締役	小西一幸	
取締役(監査等委員)	伊藤正喜	伊藤小池法律事務所代表弁護士
取締役(監査等委員)	古島守	弁護士法人トライデント代表
取締役(監査等委員)	安井浩倫	株式会社アンビシャス代表取締役
取締役(監査等委員)	山田長正	山田総合法律事務所代表

- (注) 1. 取締役伊藤正喜氏、古島守氏、安井浩倫氏及び山田長正氏は、社外取締役であります。
2. 当社は取締役古島守氏及び山田長正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、法務に関する相当程度の知見を有する者として、伊藤正喜氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 穴井克宜氏は、辞任により2024年6月27日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって、退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査等委員である取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約は、被保険者が負担することになり、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などに係る法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を填補するものであります。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、填補されません。当該保険契約は、現職の取締役が再任された場合も引き続き被保険者に含まれることとし、新たに就任した取締役全員も被保険者として、2025年7月1日に契約の更新を予定しております。なお、当該保険の保険料は、取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を踏まえ、会社が全額負担をしております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、2021年3月31日開催の取締役会において決議しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容は、個々の取締役の職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

また2024年6月27日開催の第67期定時株主総会において取締役の企業価値の増大への貢献意識をこれまで以上に高めること、株主の皆さまとの利益意識の共有を図ること、及びキャッシュ・アウトを抑えた報酬の制度を整えること等を目的として譲渡制限付株式報酬の制度を導入しております。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の限度額は、2016年6月29日開催の第59期定時株主総会において年額36,000千円以内と決議しております（ただし使用人分給与は含みません）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名です。取締役（監査等委員を除きます）の株式報酬の限度額は、2024年6月27日開催の第67期定時株主総会において1事業年度あたり83,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は2名（うち、社外取締役は0名）です。取締役（監査等委員）の金銭報酬の限度額は、2024年6月27日開催の第67期定時株主総会において年額12,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名（うち、社外取締役は4名）です。取締役（監査等委員）の株式報酬の限度額は、2024年6月27日開催の第67期定時株主総会において1事業年度あたり20,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名（うち、社外取締役は4名）です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長である小松周平が審議し、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬の額としております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の状況を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員を除く）の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役は監査等委員会の取締役報酬に関する意見陳述を踏まえて決定することとし、取締役会は決定プロセスを監督する等の措置を講じていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 取締役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除きます） （うち社外取締役）	6名 (2)	16,390千円 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	6 (5)	6,300 (6,000)
合 計	12	22,690

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 当事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）2名（うち社外取締役0名）、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役4名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2024年5月30日をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名、及び2024年6月27日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）3名（うち社外取締役2名）並びに取締役（監査等委員）2名を含んでいるためであります。
 3. 当事業年度の取締役の報酬は、金銭による固定報酬としております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況及び当社との関係

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会		監査等委員会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役（監査等委員）伊藤正喜	14回	100.0%	12回	100.0%
取締役（監査等委員）古島守	14	100.0	12	100.0
取締役（監査等委員）安井浩倫	13	92.9	11	91.7
取締役（監査等委員）山田長正	17	100.0	14	100.0

(注)伊藤正喜氏、古島守氏及び安井浩倫氏については、各氏が2024年6月27日開催の第67期定時株主総会において社外取締役に就任してからの出席状況を記載しております。

- ・取締役会及び監査等委員会における発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
 - 取締役（監査等委員）伊藤正喜氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じた豊富な経験と幅広い見識・専門性を活かした発言・提言を行っております。特に法令に関する専門的見地、各種契約締結等に際しては積極的に意見を頂くほか、業績等に対しても客観的な発言・質問等を頂き、重要な役割を果たしております。
 - 取締役（監査等委員）古島守氏は、長年にわたる弁護士・公認会計士としての職歴を通じた豊富な経験と幅広い見識・専門性を活かした発言・提言を行っております。特にコーポレートガバナンス、コンプライアンス、M&Aの検討・分析等幅広い分野について積極的に意見を頂き、重要な役割を果たしております。
 - 取締役（監査等委員）安井浩倫氏は、公認会計士終了考査合格の企業経営者として豊富な経験と幅広い見識・専門性を活かした発言・提言

を行っております。特にM&Aの検討・分析や企業経営・管理等において積極的に意見を頂き、重要な役割を果たしております。

- d. 取締役（監査等委員）山田長正氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じた豊富な経験と幅広い見識・専門性を活かした発言・提言を行っております。特に法令に関する専門的見地や、社会保険労務士としての知見も活かし役職員の労務・雇用問題、各種契約締結等に際しては積極的に意見を頂き、重要な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

監査法人まほろば

② 報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	15,000千円
ロ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や会計監査の職務遂行状況等について必要な検証を行った上で、当該報酬は相当、妥当であることを監査等委員会が確認できたことであります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第37条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、原則として月1回開催し、必要に応じて臨時でも開催します。毎月開催される定時取締役会に加え、取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行います。

経営会議は、取締役（監査等委員を除く）、部門責任者が出席する経営会議を週1回開催し、事業の進捗状況の確認、課題の共有を行うと共に実務的な意思決定を機動的に行います。

投資委員会は、CFO又はCEOが委員長となり、取締役（監査等委員を除く）、監査等委員のうち1名以上及び事業部責任者が参加、月に一度、投資に関する進捗状況の確認、リスクの共有を行うと共に金融市場における市況リスクも踏まえ、M&Aや投資に関する議論及び意思決定を機動的に行います。また、当社グループの資本政策やM&Aにおけるのれん等の課題についても議論します。

リスクコンプライアンス委員会は、当社を取り巻くリスクを認識し、適切に対応するため、取締役（監査等委員を除く）、内部監査室担当者、各部門の部門長から構成されるリスクコンプライアンス委員会を設置し、原則として四半期ごとに1回開催することとしております。リスクコンプライアンス委員会では、当社のリスク管理に必要な情報の共有を図り、コンプライアンスに係る取組みを推進する他、コンプライアンス違反の事例が生じた場合に迅速な対応、事実関係の調査、再発防止の立案などを行います。

監査等委員会は、原則として月1回開催し、必要に応じて臨時でも開催します。監査等委員会は、取締役会での活発な議論を通じて現状や会社の課題認識を深めることで監督機能を発揮します。また会計監査人と定期的な意見交換を実施し、会計監査人から監査方針・監査計画並びに四半期・本決算に関する監査結果について説明を受けるほか、個々の監査に関し懸案事項が生じた場合は、都度意見交換を行います。加えて、監査等委員会は内部監査部門とも定期的に情報交換を行い、内部統制システムの整備・確立、リスク評価について意見交換を行う。これら会計監査人や内部監査部門と情報を共有することにより、監査等委員会監査の実効性を高め、必要に応じて是正勧告を行います。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

その保存媒体に応じて適法・適切に保存及び管理を行います。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役を筆頭として「内部統制の評価・報告」を行い、リスク管理及び法令遵守を徹底し、リスクが顕在化することを防止するとともに、リスクの軽減を図ります。

また、大規模自然災害に備え、社員の安全確保・事業活動の継続・社会貢献に対する強化・推進を図ります。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月1回開催し、法令及び定款に定められた事項並びに経営に関する重要事項について審議・決定を行うとともに、必要に応じて臨時に取締役会を開催することにより、迅速かつ適切な意思決定に努めるものとします。

業務執行については、組織規程に定める職務分掌、各職位の職務権限等の規程に則り、それぞれの決裁権限及び責任、手続きの詳細について定めます。

ホ. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制 関連会社規程に基づき、業務執行報告会議等を開催し経営管理を行うものとします。また、企業集団においても、当社の企業倫理規程、リスク管理規程に基づき指導を行います。

ヘ. 監査等委員の職務の執行を補助すべき取締役及び使用人に関する体制と当該取締役及び使用人の他の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合においては、その要請に応じ、監査等委員会と協議の上職務を補助すべき取締役及び使用人を任命することとします。また、その異動については監査等委員の意見を徴しこれを尊重するものとします。

ト. 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制及び監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当の担当取締役又は使用人は、監査等委員に対し定期的に内部監査の実施状況を報告します。また、監査等委員は必要に応じて随時報告を要請することができます。

内部統制評価制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員への適切な報告体制を確保するものとします。

なお、取締役及び使用人は当社の業務又は業務に影響を与える重要な事項について監査等委員に随時報告するものとします。また、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。

チ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、必要な内部統制体制を構築・整備・運用します。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要につきましては、取締役

及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等について、取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員が取締役会においてその取り組みや運用状況について確認し、担当する取締役（監査等委員）及び使用人が外部講習会などで適宜修得した情報等も参考にしながら、活発な意見交換によって審議、監督、点検、見直し、検討等を継続的に行うことで、その適正性等を効果的に確保しております。

(6) 会社の支配に対する基本方針

当社は現在、特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、創業以来一貫して株主への利益還元を重要な課題のひとつと考えて事業の経営にあたっており、当期純利益の額に応じた一定水準の配当を行っていく方針でございます。当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。当事業年度の配当につきましては、1株当たり2.0円とすることといたしました。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,017,625	流 動 負 債	853,403
現 金 預 金	1,076,218	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	323,208
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	465,924	未 払 金	221,118
商 品 及 び 製 品	189,489	短 期 借 入 金	35,400
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	29,705	1年内返済予定の長期借入金	210,597
前 渡 金	9,063	リ ー ス 債 務	1,352
前 払 費 用	161,626	未 払 法 人 税 等	8,855
そ の 他	90,410	賞 与 引 当 金	-
貸 倒 引 当 金	△4,811	そ の 他	52,871
固 定 資 産	2,556,482	固 定 負 債	1,045,037
有 形 固 定 資 産	56,573	長 期 借 入 金	410,875
建 物 及 び 構 築 物	36,715	転換社債型新株予約権付社債	630,702
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	9,378	リ ー ス 債 務	2,936
土 地	7,828	そ の 他	522
そ の 他	2,650	負 債 合 計	1,898,441
無 形 固 定 資 産	2,396,881	純 資 産 の 部	
の れ ん	2,225,034		
営 業 権	160,000	株 主 資 本	2,686,460
そ の 他	11,846	資 本 金	224,992
投 資 そ の 他 の 資 産	103,027	資 本 剰 余 金	2,261,209
投 資 有 価 証 券	116	利 益 剰 余 金	201,041
そ の 他	102,911	自 己 株 式	△783
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△15,313
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	116
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△15,429
		新 株 予 約 権	4,519
資 産 合 計	4,574,108	純 資 産 合 計	2,675,666
		負 債 純 資 産 合 計	4,574,108

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,974,441
売 上 原 価	1,313,145
売 上 総 利 益	661,296
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	460,742
営 業 利 益	200,553
営 業 外 収 益	17,766
営 業 外 費 用	169,967
経 常 利 益	48,352
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	1,133
債 務 免 除 益	119,100
負 の の れ ん 発 生 益	16,752
子 会 社 株 式 売 却 益	276,788
そ の 他	6,000
特 別 損 失	
本 社 移 転 費 用	8,368
固 定 資 産 売 却 損	641
そ の 他	14,169
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	444,947
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13,352
当 期 純 利 益	431,594
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	431,594

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	989,102	892,395	△1,950,511	△783	△69,797
当 期 変 動 額					
減 資	△889,102	△886,178	1,775,281		－
新 株 の 発 行	124,992	124,992			249,984
株式交換による増加		2,130,000			2,130,000
連結範囲の変動			△55,321		△55,321
親会社株主に帰属する 当期純利益			431,594		431,594
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					－
当期変動額合計	△764,109	1,368,813	2,151,553	－	2,756,257
当 期 末 残 高	224,992	2,261,209	201,041	△783	2,686,460

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△812	△5,946	△6,758	3,349	△73,206
当 期 変 動 額					
減 資					－
新 株 の 発 行					249,984
株式交換による増加					2,130,000
連結範囲の変動					△55,321
親会社株主に帰属する 当期純利益					431,594
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	928	△9,482	△8,554	1,170	△7,384
当期変動額合計	928	△9,482	△8,554	1,170	2,748,873
当 期 末 残 高	116	△15,429	△15,313	4,519	2,675,666

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

連結注記表

(1) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 6社

主要な連結子会社の名称

ウェイハン石垣食品有限公司、株式会社メディアート、
株式会社グランドルーフ、株式会社ハーバーリンクスホールディングス

なお、株式会社グランドルーフ及び株式会社ハーバーリンクスホールディングスについては、株式の取得により連結子会社としたため、当連結会計年度末より連結子会社に含めることとし、株式会社新日本機能食品については、当連結会計年度において所有株式の全てを売却したため連結子会社でなくなりました。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ウェイハン石垣食品有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同事業年度末日現在の計算書類を使用しております。

連結会計年度末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

株式会社ハーバーリンクスホールディングスの決算日は7月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、その主要な事業子会社の決算日である1月末日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

株式会社グランドルーフの決算日は10月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては3月末日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に係る事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品及び製品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

③ リース資産

（所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

（所有権移転ファイナンス・リース取引によるリース資産）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担に属する金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であります。当該商品又は製品の販売に係る収益の認識時点は、主として出荷時点で認識しております。

5. 表示方法の変更

連結貸借対照表

前連結会計年度において流動資産「その他」に含めておりました「前払費用」については、金額的重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

(2) 会計上の見積りに関する注記

1. のれんの評価

① 当連結会計年度末の連結計算書類に計上した金額

のれん 2,225,034千円

② 会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

のれんを含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合は、減損損失の認識の要否を判定し、判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。以上の方針に従い検討した結果、当連結会計年度において、当該のれんに減損の兆候はないと判断しております。のれんの減損の兆候の有無の判定においては、主のにれんが帰属する資産グループから生じる営業損

益及び将来の事業計画を用いており、将来の事業計画には成長率及び損益率といった主要な仮定が用いられております。そのため、上記仮定に変化が生じた場合には、翌年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 営業権の評価

① 当連結会計年度末の連結計算書類に計上した金額

営業権 160,000千円

② 会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

営業権を含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合は、減損損失の認識の要否を判定し、判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。以上の方針に従い検討した結果、当連結会計年度において、当該営業権に減損の兆候はないと判断しております。営業権の減損の兆候の有無の判定においては、主に営業権が帰属する資産グループから生じる営業利益及び将来の事業計画を用いており、将来の事業計画には成長率及び損益率といった主要な仮定が用いられております。そのため、上記仮定に変化が生じた場合には、翌年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 固定資産の減損（のれん及び営業権を除く）

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 56,573千円

無形固定資産 11,846千円

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

有形固定資産は、主に建物及び構築物です。有形固定資産及び無形固定資産について、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、当該資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。なお、減損損失の認識の判定にあたり、資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会等が承認した事業計画をもとに作成しており、事業計画における主要な仮定は主に受注見込等に基づく販売計画と考えております。また、翌連結会計年度に取得した固定資産については、資産計上したうえで減損損失を計上する可能性があります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討していますが、事業計画や市場環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(3) 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 109,988千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

3. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 750千円

(4) 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 20,557,400株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
41,111千円（うち基準日が当該連結会計年度中のもので当該連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当額41,111千円）
 - (2) 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額の総額
該当事項はありません。
3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 2,858,820 株

(5) 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的かつ安全性の高い預金等に限定する方針であります。デリバティブ取引は行っておりません。また、事業活動を行っていく上で必要な運転資金については銀行等からの借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

借入金は運転資金であり、支払金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

当社は、営業債権について、各事業部門における担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスク（市場価格の変動リスク）

投資有価証券は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、未払金並びに短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 その他有価証券	116	116	－
資産計	116	116	－
長期借入金 (※)	621,473	577,048	44,425
負債計	621,473	577,048	44,425

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	116	－	－	116
資産計	116	－	－	116

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	577,048	－	577,048
負債計	－	577,048	－	577,048

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(6) 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 129円95銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 25円44銭 |

(7) 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (単位：千円)

物品販売	1,974,441
顧客との契約から生じる収益	1,974,441
外部顧客への売上高	1,974,441

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に係る事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

- (1) 顧客との契約から生じた債権及び債務の残高等 (単位：千円)

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	142,128
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	465,924
契約負債 (期首残高)	61,767
契約負債 (期末残高)	750

- (2) 残存履行義務に分配した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える取引はなく、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(8) 企業結合等関係

・取得による企業結合

・株式会社グランドローフ

- ①企業結合日 2025年3月31日
- ②取得原価 2,130,000千円
- ③のれん 2,108,342千円
- ④会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、会計処理を行っています。

・株式会社ハーバーリンクスホールディングス

- ①企業結合日 2025年3月31日
- ②取得原価 74,800千円
- ③負ののれん発生益 16,752千円
- ④会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、会計処理を行っています。

・宅配水事業

①企業結合日 2025年3月31日

②取得原価 160,000千円

③営業権 160,000千円

④会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、会計処理を行っています。

・事業分離

・株式会社新日本機能食品

①事業分離日 2024年7月31日

②売却価額 20,000千円

③売却損益 276,788千円

④会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき会計処理を行っております。

（9）重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,071,018	流 動 負 債	442,514
現金預金	707,357	買掛金	262,378
受取手形	-	1年内返済予定の長期借入金	2,543
売掛金	309,932	リース債務	1,326
商品及び製品	33,062	賞与引当金	-
原材料及び貯蔵品	2,254	未払金	163,675
前払費用	3,017	未払費用	905
その他	15,394	仮受金	750
固 定 資 産	2,953,118	未払法人税等	-
有 形 固 定 資 産	5,679	預り金	10,934
建物	3,553	固 定 負 債	819,779
機械及び装置	0	長期借入金	77,139
その他	2,125	転換社債型新株予約権付社債	630,702
無 形 固 定 資 産	179,846	関係会社事業損失引当金	109,000
ソフトウェア	11,846	その他	2,936
営業権	168,000	負 債 合 計	1,262,293
その他	0	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	2,767,592	株 主 資 本	2,757,323
関係会社株式	2,754,121	資 本 金	224,992
差入保証金	13,137	資 本 剰 余 金	2,261,209
長期前払費用	333	資本準備金	2,254,992
		その他資本剰余金	6,217
		利 益 剰 余 金	271,905
		利益準備金	-
		その他利益剰余金	271,905
		繰越利益剰余金	271,905
		自 己 株 式	△783
		新 株 予 約 権	4,519
		純 資 産 合 計	2,761,843
資 産 合 計	4,024,137	負 債 純 資 産 合 計	4,024,137

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,040,419
売 上 原 価	726,068
売 上 総 利 益	314,350
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	151,905
営 業 利 益	162,444
営 業 外 収 益	4,818
営 業 外 費 用	76,408
経 常 利 益	90,855
特 別 利 益	
債 務 免 除 益	119,100
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 取 崩 益	60,000
関 係 会 社 株 式 売 却 益	20,000
そ の 他	6,000
特 別 損 失	
本 社 移 転 費 用	8,368
支 払 手 数 料	14,169
固 定 資 産 売 却 損	641
税 引 前 当 期 純 利 益	272,775
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	870
当 期 純 利 益	271,905

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資 準 備 金	本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金
2024年4月1日 残高	989,102	839,102	53,293	892,395	440	△1,775,721	△1,775,281
事業年度中の変動額							
減 資	△889,102	△839,102	△47,076	△886,178	△440	1,775,721	1,775,281
新株の発行	124,992	124,992		124,992			
株式交換による増加		2,130,000		2,130,000			
当期純利益						271,905	271,905
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	△764,109	1,415,890	△47,076	1,368,813	△440	2,047,626	2,047,186
2025年3月31日 残高	224,992	2,254,992	6,217	2,261,209	—	271,905	271,905

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2024年4月1日 残高	△783	105,433	3,349	108,783
事業年度中の変動額				
減 資				—
新株の発行		249,984		249,984
株式交換による増加		2,130,000		2,130,000
当期純利益		271,905		271,905
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			1,170	1,170
事業年度中の変動額合計	—	2,651,889	1,170	2,653,059
2025年3月31日 残高	△783	2,757,323	4,519	2,761,843

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

個別注記表

(1) 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 関係会社株式及び関係会社出資金
移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・ 商品及び製品、原材料及び貯蔵品
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法
 - ③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース資産）
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
3. 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
 - 従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担に属する金額を計上しております。
 - ③ 関係会社事業損失引当金
 - 関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、その損失見込額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
 - 商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であります。当該商品又は製品の販売に係る収益の認識時点は、主として出荷時点で認識しております。

(2) 会計上の見積りに関する注記

営業権の評価

- ① 当事業年度末の計算書類に計上した金額
 - 営業権 168,000千円
- ② 会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報
 - 営業権を含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合は、減損損失の認識の要否を判定し、判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額ま

で減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。以上の方針に従い検討した結果、当事業年度において、当該営業権に減損の兆候はないと判断しております。営業権の減損の兆候の有無の判定においては、主に営業権が帰属する資産グループから生じる営業損益及び将来の事業計画を用いており、将来の事業計画には成長率及び損益率といった主要な仮定が用いられております。そのため、上記仮定に変化が生じた場合には、翌年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	22,631千円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	
2. 関係会社に対する債権・債務は、次の通りであります。	
売掛金	9,900千円
買掛金	4,437千円
預り金	9,800千円

(4) 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	32,000千円
仕入高	101,747千円

(5) 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式（株）	1,781	—	—	1,781

(6) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
賞与引当金	—千円
関係会社出資金評価損	36,588千円
関係会社事業損失引当金	33,375千円
繰越欠損金	346,234千円
その他	5,964千円
繰延税金資産小計	422,162千円
評価性引当額	△422,162千円
繰延税金資産合計	—千円

(7) 関連当事者に関する注記

1. 個人主要株主等

属性	氏名	職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
個人主要株主等	辛澤	会社役員	(被所有)直接7.3	-	-	債務の免除(注)	100,000	-	-

(注) 同氏に対する借入金のうち100,000千円について、当事業年度において債権放棄を受けております。これに伴い、同額の債務免除益を特別利益として計上しております。

2. 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ウェイハン石垣食品有限公司	847千米ドル	食品製造業	直接100.0	生産子会社	仕入	97,227	買掛金	4,437

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場価格及び総原価を勘案して、交渉の上、決定しております。

3. 重要な子会社の役員及び近親者

属性	氏名	職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
重要な子会社の役員	石垣 裕義	ウェイハン石垣食品有限公司董事長	(被所有)直接3.5	-	-	増資の引受(注)2	49,984	-	-
						債務免除(注)3	19,100	-	-
重要な子会社の役員の近親者	石垣 靖子	無職	(被所有)直接1.0	-	-	当社借入の被債務保証	79,683	-	-
						当社借入に対する担保の被提供	79,683	-	-

(注) 1. 当社は借入に対して、重要な子会社の役員である石垣裕義及びその近親者である石垣靖子より債務保証又は担保提供を受けております。なお、保証料等の支払は行っておりません。
 2. 増資の引受につきましては、デット・エクイティ・スワップ方式による借入金の現物出資であります。
 3. 同氏に対する借入金のうち19,100千円について、当事業年度において債権放棄を受けております。これに伴い、同額の債務免除益を特別利益として計上しております。

(8) 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	134円14銭
(2) 1株当たり当期純利益	16円03銭

(9) 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(10) 企業結合等関係

- ・取得による企業結合

連結財務諸表『連結注記表「企業結合等関係」』に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

- ・事業分離

- ・株式会社新日本機能食品

①事業分離日 2024年7月31日

②売却価額 20,000千円

③売却損益 20,000千円

④会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき会計処理を行っております。

(11) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

株式会社ウェルディッシュ
取締役会 御中

監査法人まほろば

東京都港区

指定社員 公認会計士 井尾仁志
業務執行社員

指定社員 公認会計士 関根一彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウェルディッシュの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェルディッシュ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

株式会社ウェルディッシュ
取締役会 御中

監査法人まほろば

東京都港区

指定社員 公認会計士 井尾仁志
業務執行社員

指定社員 公認会計士 関根一彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウェルディッシュの2024年4月1日から2025年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13 第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制担当と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人まほろばの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人まほろばの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月30日

株式会社ウエルディッシュ 監査等委員会

監査等委員 伊藤 正喜 ㊟

監査等委員 古島 守 ㊟

監査等委員 安井 浩倫 ㊟

監査等委員 山田 長正 ㊟

(注) 1. 監査等委員伊藤正喜、古島守、安井浩倫及び山田長正は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第68期定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区三田三丁目5番19号
住友不動産東京三田ガーデンタワー2階 バルサール三田ガーデンRoom 2

電話 03-6275-1741

※前回と会場が異なっておりますのでご注意ください。



●最寄駅「田町駅」 三田口（西口）徒歩5分（山手線・京浜東北線）

「三田駅」 A3出口 徒歩4分（三田線・浅草線）

◎お車でのご来場は、当日、道路渋滞の可能性がございますので、なるべくご遠慮願います。